

## 裁 決 書

審査請求人 ○○○○○○

関係行政庁 兵庫県尼崎市長

審査請求人が令和4年2月28日に行った審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決する。

### 主 文

本件審査請求を却下する。

### 事案の概要

- 1 令和4年2月16日、審査請求人は、尼崎市が市民等から意見や提案を募るためにホームページ上に設置しているまちづくり提案箱に対して、令和4年2月15日付け「行政手続法に基づく「行政指導の中止等の求め」の申出書」（以下「本件申出書」という。）及び令和4年2月15日付け「「新型コロナに係る行政政策」について（答申）Ver.01」（以下「特別職請願書」という。）と題する文書を提出した。
- 2 令和4年2月19日、審査請求人は本件申出書及び特別職請願書を、尼崎市健康福祉局企画管理課に対して電子メールにて送付した。
- 3 令和4年2月20日、審査請求人は本件申出書に修正を施した「行政手続法に基づく「行政処分の求め」の申出書」と題する令和4年2月15日付け文書（以下「修正本件申出書」という。）及び特別職請願書に修正を施した「「新型コロナに係る行政政策」について（答申）Ver.01」と題する令和4年2月15日付け文書（以下「修正特別職請願書」という。）を、尼崎市健康福祉局企画管理課、尼崎市教育委員会事務局企画管理課及び尼崎市監査事務局に対して電子メールにて送付した。
- 4 令和4年2月24日、審査請求人は「行政不作為についての不服審査請求書」と題する審査請求書を、尼崎市健康福祉局企画管理課、尼崎市教育委員会事務局企画管理課及び尼崎市監査事務局等に対して電子メールにて送付した。なお、審査請求人は本件申出書及び特別職請願書において行政指導の中止その他必要な措置を求めているにも関わらず、審査請求人が設定した期日までに必要な措置がなされなかったことを行政庁の不作為であるとして審査請求書を提起したものと解される。
- 5 同日、尼崎市教育委員会事務局企画管理課は、前記4のとおり送付のあった審査請求書

は尼崎市長あての審査請求であるとして、尼崎市長あての審査請求の事務局である尼崎市総務局企画管理課へ、前記4の電子メールを転送した。

- 6 同日、尼崎市総務局企画管理課は、審査請求人に対して電子メールでの審査請求書の受付はできない旨を電子メールにて伝えた。
- 7 令和4年2月28日、審査請求人は審査庁事務局（尼崎市総務局企画管理課）を訪れ、令和4年2月25日付け審査請求書（以下「本件審査請求書」）を提出した。

#### 審査請求人の主張の要旨

審査請求人は、修正本件申出書、修正特別職請願書及び本件審査請求書において、概ね次のとおり主張している。

- 1 現在行われている「新型コロナウイルスに係るワクチン接種勧奨」をはじめとする【感染症蔓延防止の為の、マスクの着用要請、ソーシャル・ディスタンス（三密の回避）の要請、外出自粛要請、経済自粛要請、PCR 検査推進、新型コロナワクチン接種の勧奨（DNA 技術／mRNA 技術／ウイルスベクターを使用する全ての遺伝子ワクチン）、ワクチン・検査パッケージ（国内版ワクチン・パスポート）の導入推進】は全て違憲・違法・不当な行政政策である。ゆえに、これを直ちに中止（廃止）すると共に、行政には社会の混乱を「コロナパンデミック以前の状態」に現状回復する責務（義務）がある。
- 2 新型コロナウイルスは、2003年のサーズ・ウイルスと遺伝的に近縁であるウイルスの遺伝子データを使って（人工的に合成）設計したものであるから、新型コロナウイルスは実在しないウイルス（存在証明ができないウイルス）であり、感染症法の適用外となる。
- 3 自然界に実在しないウイルスの遺伝子をベースに作られた新型コロナワクチンは、感染症の実態が実在していない以上、「ワクチン」という名称も詐称であり、予防接種ではなく生物兵器（生物様兵器）と認識することが正確であろう。
- 4 PCR 検査そのものが診断に用いる意味がないにも関わらず、このような科学的根拠の乏しい検査方法を用いて人々の行動や教育機会を制限することは明らかな「違憲」である。
- 5 マスク常時着用は、高二酸化炭素性脳症になり、大人だけでなく特に発達成長期にある子どもの脳にとって極めて有害であり危険である。マスクの常時着用を中止するよう、首長の判断で管轄区内の全学校及び家庭に対して速やかに行政改善指導を実施すること。
- 6 新型コロナワクチン接種事業は、現在「治験中（人体実験中）」であることは明らかであり、首長として直ちにインフォームド・コンセント（適切な説明の上の同意、及び治験同意）の周知徹底がなされなくてはならない。憲法第11条、第12条、第13条があり、これを不作為とすることは違憲違法・犯罪行為であり、「公共の福祉」に明らかに反することとなる。
- 7 （審査請求人が本件審査請求書において指摘する事項は）ほぼ全てエビデンスに基づく医科学的証拠（根拠となる調査結果）であり、取り扱いを一つ間違えれば人命を

傷害し、健康を害する危険性を多分に孕む非常に重要な警告情報である。しかし、行政庁公務員は、審査請求人から提示された修正本件申出書及び修正特別職請願書の警告提言内容を無視した。

- 8 これ（審査請求人が本件審査請求書において指摘する事項）を知り得た行政庁公務員は、憲法第15条第2項、国家公務員法第96条及び第99条、地方公務員法第30条及び第33条の定めに従って、市民からの指摘・警告を誠実かつ真摯に受け止め、その有害可能性について調査及び改善策を実施しなければならない義務を負っている。また、住民により違法性を注意指摘されている以上、刑事訴訟法第239条第2項の規定に従い、直ちに告発を行う義務がある。そして、インフォームド・コンセントの行政指導を「係るワクチン接種を担当する医師や医療従事者」に対して実施しなければならない義務を負っているにも関わらず、これも無視し公務員としての職務規定を破り、行政政策を不作為とした。
- 9 次のような処分または裁決を求める。
  - (1) インフォームド・コンセントの指導（実施）なき「新型コロナウイルスに係るワクチン接種勧奨事業」は明らかな違憲・違法行政であり、直ちに中止すること。（特に未成年者への接種は、令和4年2月中（5歳～11歳への接種が開始される以前）に即刻中止すること。）
  - (2) 前記（1）が出来ないなら、せめて最低限インフォームド・コンセント（全リスク情報を公文書で開示説明した上での治験同意）を徹底すること。
  - (3) 不作為公務員の所業を改め、修正本件申出書及び修正特別職請願書を参照に行政の責任で社会秩序の混乱を修復（回復）すること。
  - (4) 本件審査請求を受理した審査庁の長は、受領担当した職員及びその上司に対し、自己の該当庁の不正職務の内部告発及び刑事告発という職務上の義務を果たすよう命じるとともに、審査請求者に対する適法適切な処分その他措置を為すべきことを不作為庁にある担当した職員とその上司に命ずるとともに、裁決で、その旨を適法に宣言することを審査庁の長に強く要求する。

## 理 由

### 1 一般的公益の保護と個別的利益の保護について

行政不服審査法（平成26年法律第68号）が制度化する不服申立て（審査請求）は、「当該処分について不服申し立てをする法律上の利益がある者、すなわち、当該処分により自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され又は必然的に侵害されるおそれのある者」と解すべきで、「自己の法律上の利益にかかわらず不服申立をすることができる旨を特に定めたもの、すなわち、いわゆる民衆訴訟を認めたもの」ではないと解される。（昭和53年3月14日最高裁判所判決（昭和49（行ツ）99））

行政不服審査法第3条の「不作為についての審査請求」が、「法令に基づき行政庁に対して処分についての申請をした者」に不服申立適格を付与しているのも、本来、法令上の申請に対して何らかの処分によって受益すべき申請人の権利利益が、行政庁の不作為により侵害されることから、これを救済するために設けられた仕組みと考える

べきで、これが行政不服審査法第1条の「国民の権利利益の救済」の意味である。

すなわち、行政不服審査法上の審査請求は、一般的公益の保護を目的とするものではなく、国民の個別的利益を保護することを目的としているところ、審査請求人が本件審査請求において求めている数あることのひとつには、審査請求人自身の個別的利益を保護するためではなく、ワクチンを接種される一般市民の一般的公益の保護を目的としたものであると解され、行政不服審査法第3条にいう「法令に基づき行政庁に対して処分についての申請をした者」には該当せず、審査請求人には不服申立適格が認められない。

## 2 不作為についての行政不服審査請求に係る規定

行政不服審査法第3条は、「法令に基づき行政庁に対して処分についての申請をした者は、当該申請から相当の期間が経過したにもかかわらず、行政庁の不作為（法令に基づく申請に対して何らの処分もしないことをいう。）がある場合には、次条の定めるところにより、当該不作為についての審査請求をすることができる。」と規定しているところ、この「申請」とは、「法令に基づき、行政庁の許可、認可、免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分を求める行為であって、当該行為に対して行政庁が諾否の応答をすべきこととされているもの（行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第3号参照）」であると解される。（ぎょうせい発行 「逐条解説行政不服審査法 新政省令対応版」23ページ参照）

そうすると、本件審査請求が行政不服審査法第3条の不作為についての審査請求として適法であるためには、修正本件申出書又は修正特別職請願書が行政手続法第2条第3号にいう「申請」に該当しなければならない。

## 3 修正本件申出書による申出が「申請」に該当するかどうか

審査請求人は、修正本件申出書において、「下記のとおり法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分又は行政指導がされていないと思料するため、行政手続法第36条の3の規定に基づき、行政処分その他必要な措置を求めます。」と記載していることから、審査請求人が行政手続法第36条の3の規定により行った修正本件申出書による申出が、行政手続法第2条第3号にいう「申請」に該当するかどうかを確認した。

行政手続法第36条の3は、一般人からの申出を行政庁又は行政機関による適正な規制・監督の端緒とし、もって国民の権利利益の保護に資する観点から、処分をする権限を有する行政庁又は行政指導をする権限を有する行政機関が、法令に違反する事実を知る者からの申出を端緒として、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、その是正のための処分又は行政指導を行うこととするものである。

行政手続法第36条の3第3項にいう「必要な調査」とは、法令に違反する事実があるか否か、違反がある場合はその違反の内容及び程度等を確認し、どのような是正手段が適切かを判断するのに必要な調査をいい、その具体的な内容及び手法については、申出の具体的内容や当該処分又は行政指導の内容、社会通念等に照らして、各行政庁又は行政機関において適切に判断されることとなる。

また、行政手続法第36条の3における、「行政庁に対して処分又は行政指導をすることを求めることができる」とは、行政庁又は行政機関の職権発動を促すことにより、広く

行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、適正な行政運営を実現することを目的とし、これにより国民の権利利益の保護に資することをも企図する制度であり、何人も申出をすることができ、また、処分又は行政指導を行うか否かは、適正な行政運営を図る観点から、申出を受けた行政庁又は行政機関の裁量により判断されるものである。したがって、申出の結果について申出人に通知を求める法律上の権利までを付与しなければならないものではないと考えられることから、申出を受けた行政庁又は行政機関の対応の結果については、法律上、申出を受けた行政庁又は行政機関に申出人に対する通知義務を課すこととはされていない。(ぎょうせい発行 「逐条解説行政手続法27年改訂版」274～282ページ参照)

そうすると、行政手続法第36条の3の処分等の求め及びこれを受けた行政庁等の対応についての制度は、一般人からの申出について、行政庁等の適正な規制・監督の端緒とするもので、更に行政庁等において調査等の資料収集を行いこれに基づいて処分をするかについては、その要否も含めて行政庁等の広範な裁量に委ねられているのであって、申出に基づいて一定の調査、処分等を行うことを行政庁等に義務づけるものでないことはもとより、申出をした者に対してその調査、処分等の行政庁等の対応の結果等を応答する義務を課したものでないこととなる。

よって、行政手続法第36条の3に基づく申出は、行政手続法第2条第3号にいう「行政庁が諾否の応答をすべきこととされているもの」とはいえず、「申請」には該当しない。

したがって、修正本件申出書による申出書は「申請」に該当しない。

#### 4 修正特別職請願書による請願が「申請」に該当するかどうか

審査請求人は、修正特別職請願書において、「日本国憲法第16条及び請願法第4条の規定に従い、(後略)」と記載していることから、審査請求人が請願法(昭和22年法律第13号)に基づいて行った修正特別職請願書による請願が、行政手続法第2条第3号にいう「申請」に該当するかどうかを確認した。

平成23年6月8日東京高等裁判所判決(平成23(行コ)30)において、「請願とは、国又は地方公共団体の機関に対し、それぞれの職務に関わる事項について、苦情や希望を述べることから、政策決定や政策実施をする機関に対し、望ましい政策や施策の採用、実施を求める公的な提言をすることに至るまでの幅広い概念であるが、請願をしたことにより、請願者と請願を受けた官公署との間に、特別な公法上の法律関係を生じさせるものではなく(請願者による官公署に対する希望、意見、提言等の陳述に過ぎない。)、また、請願者に対し、当該官公署に請願の内容について審理を求め、あるいは、その採否や結果の通知等を求める権利を生じさせるものではない。請願法5条は、「請願は、官公署において、誠実に処理しなければならない」と規定しているが、これは、官公署に対し、受理した請願について誠実に処理すべき旨の国法上の義務を課したものであり、官公署の事務処理上の行為規範を定めたものである。(中略)請願者は、自己が行った請願について官公署に対し審理を求め、あるいはその処理結果の通知等を求める権利を有しておらず、また、請願をしたことにより、当該官公署と請願者との間に特別な公法上の法律関係が生じるものでもない(後略)」と判示されている。

これを本件についてみると、請願法に基づく請願は、行政手続法第2条第3号にい

う「行政庁が諾否の応答をすべきこととされているもの」とはいえず、「申請」には該当しない。

したがって、修正特別職請願書による請願は「申請」に該当しない。

#### 5 審査請求人が列挙する法令及びその条文の処分性について

審査請求人は、本件審査請求書において、令和4年2月16日に行った行政手続法第36条の3の規定に基づく、行政処分その他必要な措置を求める申請について、「速やかに以下記載の処分をするよう求める。」として、日本国憲法前文を筆頭に様々な条文や法令を掲げている。

行政手続法第36条の3の処分又は行政指導の求めが、行政不服審査法第3条にいう「申請」に該当しないことは前記の「修正本件申出書による申出が「申請」に該当するかどうか」3に記載のとおりであるが、審査庁として、審査請求人が列挙するこれら法令及びその条文について付言しておく。

審査請求人が列挙するこれら法令及びその条文は、一般性、抽象性、明確性等を備えた規範である（第一法規発行「自治体法務検定公式テキスト基本法務編2022年度版」参照）。行政処分の根拠となることはあっても、行政処分そのものではなく、その意味で、行政不服審査法第3条所定の「処分についての申請」に該当する余地はない。（横浜市立保育所の廃止条例の行政処分性を認めた平成21年11月26日最高裁判所判決（平成21（行ヒ）75）は、当該事件の本質を踏まえた特殊な事案である。）

結局、審査請求人が本件審査請求において求めるものは、前記「審査請求人の主張の要旨」9に記載している点にあると解されるところ、これらの求めはいずれも行政処分性のない事実行為である。

#### 6 結論

以上によれば、前記の「理由」1において記載のとおり、審査請求人は行政不服審査法第3条にいう「法令に基づき行政庁に対して処分についての申請をした者」には該当せず、審査請求人には不服申立適格が認められない。また、前記の「理由」3及び4において記載のとおり、修正本件申出書による申出及び修正特別職請願書による請願は、行政手続法第2条第3号にいう「申請」に該当するものではなく、行政不服審査法第3条の「法令に基づき行政庁に対して処分についての申請をした者」に該当しない。さらに、審査請求人が列挙する法令及びその条文についても、前記の「理由」5において記載のとおり行政不服審査法第3条にいう「処分についての申請」に該当するものではない。よって、本件審査請求は不服申立適格を欠く不適法な審査請求であり、行政不服審査法第24条第2項及び第49条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和4年3月22日

審査庁 尼崎市長 稲村 和美

(教示)

1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か

月以内に、尼崎市を被告として、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした不作為が違法であることを理由として裁決の取消しを求めることはできません。

- 2 また、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。